

軽減税率の導入について Part.2 ~ 計算方法の特例 ~

軽減税率の導入に伴い平成 29 年 4 月からは「区分記載請求書」の保存が義務付けられることについて『No.37 飲食関係だけじゃない消費税改正の影響』において、ご案内させていただきました。但し、実務上対応が困難な場合を想定し、一定期間、一定の要件に該当する場合には、経過措置として簡便的な方法における計算対応が認められています。

(1) 売上に対する税額の簡便計算

計算方法

A . **8%税込課税売上 = 税込課税売上高の合計額 × 一定の割合**

B . **10%税込課税売上 = 税込課税売上高の合計額 - A**

一定割合

A . 小売業・卸売業等の特例

**分母の内、軽減税率対象商品の課税仕入高
卸売業及び小売業に係る課税仕入高**

B . 軽減売上割合の特例

**分母の期間の軽減税率対象商品の課税売上高
通常の連続する10営業日の課税売上高**

C . A 及び B の計算が困難な場合

主として軽減税率対象商品の譲渡等を行う事業者は 50/100

経過措置の適用できる期間

A . 基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者（免税事業者を除く）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間

B . A 以外の事業者

**平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日
までの期間**

B の事業者で課税期間が 4 月 1 日から 3 月 31 日の場合は経過措置が利用できるのは 1 期のみですが、同じ 3 月決算事業者でも課税期間が 3 月 21 日から 3 月 20 日の場合は、平成 30 年 3 月期及び平成 31 年 3 月期の 2 期間適用が可能となります。



(2) 仕入に対する税額の簡便計算

小売業・卸売業の特例

$$A. 8\% \text{税込課税仕入} = \text{税込課税仕入高の合計額} \times$$

$$\frac{\text{分母の内、軽減税率対象商品の課税売上高}}{\text{卸売業及び小売業に係る課税売上高}}$$

$$B. 10\% \text{税込課税仕入} = \text{税込課税仕入高の合計額} - A$$

経過措置の適用ができる期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日までの期間になります。

簡易課税制度の特例

通常、簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、適用を受けようとする事業年度の開始日前までに「簡易課税制度の選択届出書」を提出しなければなりません。平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間については、提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

簡易課税制度を準用する特例

通常、基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超えるため、簡易課税制度の適用を受けることができない事業者であっても、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日までに「簡易課税制度を準用する旨の届出書」を提出した場合には、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日までは簡易課税制度を準用することができます。

この届出は適用を受けようとする課税期間ごとに提出する必要があります。



軽減税率制度導入まで 1 年をきりました。経過措置を利用して有効活用することも可能な場合も考えられます。また、早期に準備をすることで補助金の活用も検討することができる場合もあります。当事務所では、消費税や補助金を含め中長期的な計画策定のサポートをさせていただきますので、お気軽にお問合せください。

